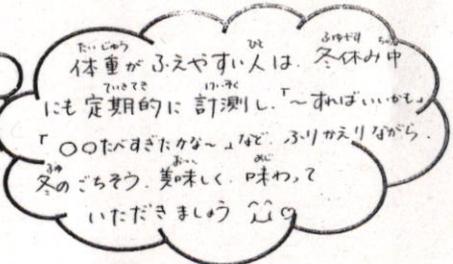


元.12.20  
むつ看護学校  
看護教諭 小林  
No.5

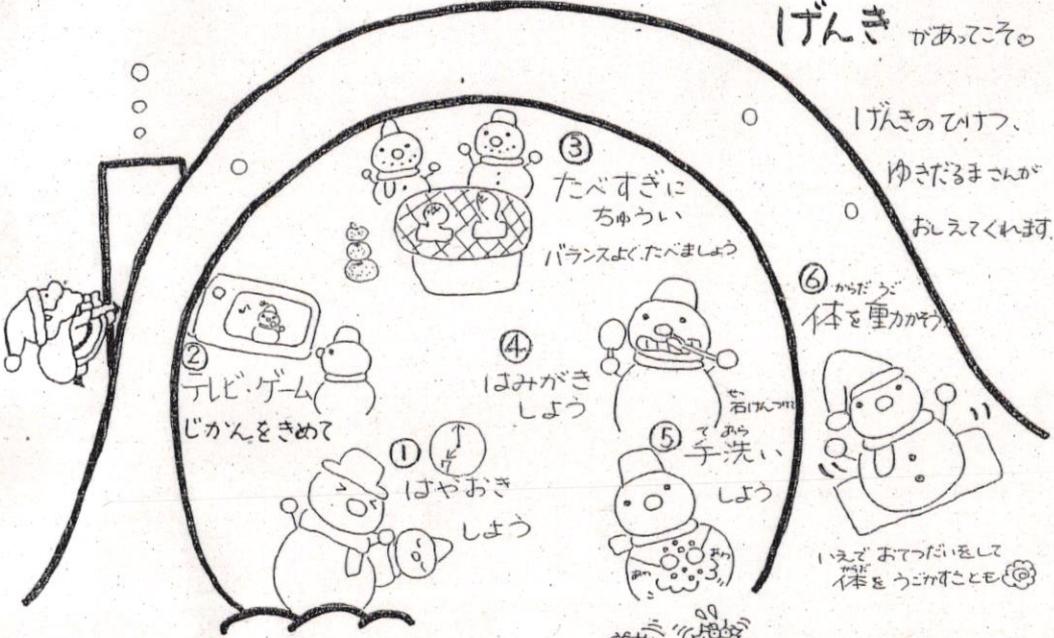
# 冬休み明け身体計測

1月17日(金)、20日(月)



このように すごしてほしい  
**冬休みの生活**

たのしい 冬休みよ。



## 前日

(毎日のことですが)

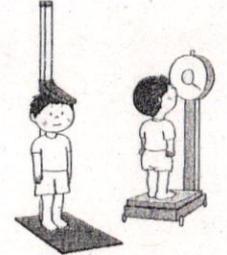
お風呂にはいり、つめが伸びていたら切る



## 当日

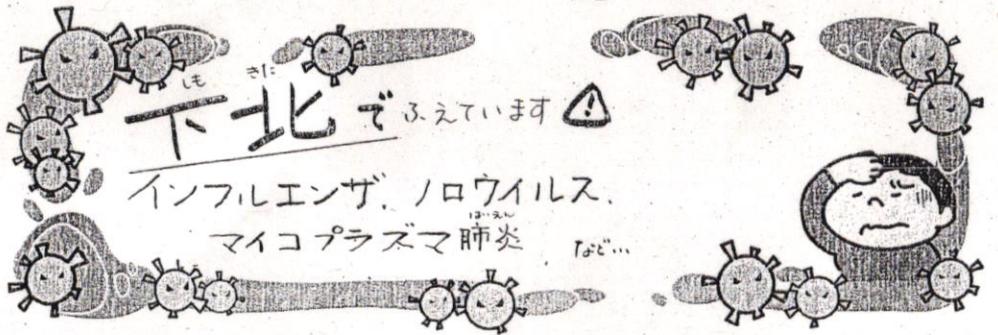
学校指定の半そで・短パンをもってくる (なかに着てくる)

女子は頭の高い位置で髪の毛を結ばない



# おうちの方へ

- ★ 「わたしの健康」を配付します
- ★ 8月の身体計測結果、夏休み明け～12月13日までの保健室入室状況の 確認、押印をお願いします。裏面は冬休み中の健康状況調べとなっております。冬休み中の健康の様子、気になること等、自由にお書きください。
- ★ 市販薬の対応が可能となる場合があります
- ★ 条件1：家庭で使用している市販薬
- ★ 条件2：一人で薬を飲むことができる児童生徒
- ★ (教職員が服薬させる、介助する必要がある児童生徒は、医師法第17条の規定があるため、市販薬の対応ができません)
- ★ 「受診するまでに少し様子をみたい」、「月経痛のときに痛みを和らげたい」などといった場合、条件にあえば、学校で対応できることになりました。持たせる前には、使用期限をご確認のうえ、用法・用量のわかる説明書の写し(原本は返却できません)と1回分の薬を持たせてください。なお、学校からのお知らせは12月13日付けで配付しています。



みんな でしょう

